

令和元年6月24日現在

機関番号：33908

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2018

課題番号：16K02743

研究課題名（和文）明治期台湾統治資料と国内資料からみた標準語の成立に関する研究

研究課題名（英文）A study of the standard language formation explored through the Japan rule age archives during the Meiji Era and the domestic resources

研究代表者

酒井 恵美子（Sakai, Emiko）

中京大学・国際教養学部・教授

研究者番号：00217754

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：従来、標準語としてはかなり相違の多い国定第一期国語読本の言語が6年後の国定第二期になると、なぜ標準語との一致を見たのが問題とされてきた。今回台湾統治資料の中にある台湾読本第一期の図書審査審議記録とこの教科書の編纂者と彼らを巡る人々との関係を探ることにより、教科書執筆者はすでにいくつかの文体をかき分けていたこと、図書審査会でも標準語についてまだ厳格な一致がなかったことがわかった。つまり、編纂段階で文体を決定さえすれば、やや冒険的な国定第一期の文体も標準語につながる第二期の文体も可能だったのである。台湾での決定に影響を与えることができた上田万年、小川尚義についてはさらに考察が必要である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

今回、標準語成立を内地と植民地の双方から多面的に考察できたことは日本語史、日本語教育史の観点から意義が認めらよう。資料として用いた図書審査審議記録は内地では残っていない文献資料で、これを確定し公開できるのは日本語教育史だけでなく、他分野でも史料的意義があると考えられる。また、明治20年代30年代の教科書編纂者、執筆者が多彩な文体を書き分けていることや国定第一期、台湾読本第一期のような冒険的な文体から第二期の現在につながる文体への改革と標準化の動きは同時代の体育教育や女子教育、制服を巡る服装史など当時の改革運動と相通じるところがあり、教育史、思想史、風俗史等の面から意義のあることではないかと思う。

研究成果の概要（英文）： In this study an exploration of the minutes from the Textbook Authorization Council for the Taiwan Reading Book Period 1 found in the archives during a Japanese-colonized era of Taiwan and the relationship between Toru OYA and Bungo SUGIYAMA, the authors of this textbook, and people surrounding these two writers has unveiled that Oya and Sugiyama already incorporated a few writing styles into the passages and that no rigid conformity to the standard language was made at the Textbook Authorization Council. In other words, if a decision of the writing style was made at the compilation stage, it was possible to introduce both a slightly venturous writing style in the National Period 1 Reading Book and a writing style that led to the standard language. Further discussion is needed for Kazutoshi UEDA and Naoyoshi OGAWA, both of whom had an influence on a decision-making process in Taiwan.

研究分野：日本語学

キーワード：標準語の成立 明治期 国語教科書 植民地 内地 台湾総督府文書 図書審査会

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

標準語の成立については従来江戸時代及び明治時代初期の東京における言語の展開や言文一致運動、上田万年をはじめとする標準語論争、国語政策などの研究が行われてきたが、実態としてどのような経緯を経て標準語に到ったのか、そして全国に広まったのか、未だ不明な点が多い。そのような背景を基に国民に標準語を広めるということで最も大きな影響力を持ったと考えられるのは公教育、特に就学率が高い尋常小学校での教育で使用された言語であろう。もちろん、教育現場でどのような日本語が使用されたかについては断片的な資料から類推するしかないが、明治37年から使用された国定教科書、中でも国語読本に使用された言語は漢字の読みなどに多少の地域差は想定されるが、標準語を広める意味においては大きな影響力を持っていたと言える。しかし、尋常小学校で使用された国語読本については使用された言語の決定過程含め編纂過程がよくわかっておらず、議事録などの資料も残っていない。一方、このような観点からの研究は未開拓であるものの明治34年に植民地である台湾で公学校用の教科書として使用が開始された台湾総督府編纂の「台湾教科用書国民読本」は、時期的に内地での国定教科書と編纂時期が近く、また公学校用図書審査会の審議記録なども台湾総督府文書内に全て残されている。この審議記録をはじめとする教科書編纂関係史料を整理・分析することにより内地での国定教科書編纂に関する議論を再構成することができることが期待された。第一期国定教科書と標準語としての姿がほぼ固まった明治43年の第二期国定教科書の編纂時に交わされたであろう議論は標準語の成立に重要であったことは論を待たないが、その内容を解明するために内地に残る資料だけではなく、植民地に残る資料の位置づけと整理・分析によって新しい視点が開かれる可能性があったのである。

2. 研究の目的

上田万年の「標準語に就きて」以降、国定教科書の編纂等を経て標準語が定まっていくが、塩沢和子によれば第一期国定教科書(明治37~)で揺れが目立った標準語法は第二期(明治43~)になりほぼ固まるという。しかしほぼ6年という短期間の内にそれがなぜ実現したのか。本研究は台湾総督府公学校教科用書図書審査委員会における審議録資料(明治34~)を収集分析し、日本語学的資料として新たに位置づけると同時に、図書審査に係る国内資料を参照することで標準語成立に関するこれまでなかった視座を導入するものである。同時にこれまで研究代表者らで調査研究してきた台湾諸資料を統合的に扱うことで、台湾総督府関係資料を国語学的資料として扱う有効性を論じるとともに、標準語成立に関わる内地における国語教育及び台湾における日本語教育、特に教科書中の日本語とその執筆者の執筆した教科書の用いられた国語資料を基に新たな議論を複眼的に展開する。

3. 研究の方法

本研究は、研究代表者と分担者が台湾で収集してきた諸資料と培った研究成果を基に、国内と台湾資料を有機的に結びつけた形で標準語論の課題に取り組んだものである。台湾資料では「台湾総督府図書審査会の審議記録(「台湾教科用書国民読本」「台湾教科用書漢文読本」「台湾教科用書習字帖)」と稿本(「台湾教科用書国民読本」ほか)、初期編纂資料(教科書・教授書・会話書・辞典・研究会論文など)の収集、翻刻、分析を行い、史料価値を定め、考察した。国内資料では「東書文庫・教育図書館所蔵の検定期教科書、文部省発行の検定期・国定期教科書」「教育時論」ほかの教育会発行雑誌、「台湾教科用書国民読本」の編纂者大矢透と杉山文悟の内地での執筆教科書及び児童向け読み物などを調査対象とし分析を行った。そして、台湾総督府統治初期資料群と国内の資料群とを対照させ、標準語形成の解明につなげるために比較を行った。以上の成果は論文として公表するとともに、台湾で開かれた第十屆臺灣總督府檔案學術研討會(台湾国史館文献館主催)で発表し、大方の批評を仰ぎ、助言を得た。さらに収集した資料で公開されていないものについてはデータベース化の上順次公開し、今後の研究の基礎資料として提供する。

4. 研究成果

従来、標準語としてはかなり相違の多い国定教科書第一期国語読本の言語が6年後の国定第二期になると、なぜ標準語との一致を見たのが問題とされてきた。今回台湾統治資料である台湾総督府文書の中にある最初の公学校用の教科書の図書審査審議記録に着目し、「台湾教科用書国民読本」「台湾教科用書漢文読本」「台湾教科用書習字帖」の図書審査会審議記録の資料性を確定し、残された審議記録より教科書に使用する日本語が図書審査会内でどのように議論されたのかを考察するとともに台湾における図書審査会の位置づけとその全容を調査・分析した。台湾総督府には内地からの官僚が多く、とりわけ編纂に従事した学務課の課長木村匡が内地の文部官僚であったこと、編纂主任の大矢透が文部省で教科書編纂に携わっていたことは重視しなければならない。伊沢修二は帰国していたとはいえ編纂者の人選に大きく関わっていたことが今回判明したが、このことと合わせて、内地での教科書編纂の方法が台湾に持ち込まれたと考えるのが妥当であると考えた。もちろん、台湾と内地では教科書編纂の背景や目的は当然異なるが、方法は内地と同じであること、審議記録をはじめとする一連の資料が内地検定期の教科書に関する議論を補完できる資料

であることを明らかにした。この研究成果の一部は「植民地台湾における教科書検定の性格 - 明治三〇年代公学校用図書審査より - 【社研叢書 44】台湾総督府の統治政策(中京大学社会科学研究所台湾史研究センター編)」により公表した。

また、その他の台湾総督府文書に残された史資料を精査する過程で日本語教育史研究に資する新資料が存在することを確認し、「台湾教科用書国民読本」「台湾教科用書漢文読本」「台湾教科用書習字帖」とそれに関連する資料を用いてそれらの資料が日本語教育史研究において有用であることを明らかにした。その成果は「台湾総督府文書と日本語教育史研究 - 「台湾教科用書国民読本」の編纂を例に - 【社研叢書 43】台湾総督府文書の史料論(中京大学社会科学研究所台湾史研究センター編)」及び「『台湾教科用書国民読本』の編纂者たち 第十屆臺灣總督府檔案學術研討會論文集(台湾国史館文献館)」において公表した。

さらに、標準語の文体へ移行するこの時期の教科書の編纂者と彼らを巡る人々との関係を探る過程で、編纂者が渡台以前に執筆した教科書や児童向け読み物の存在を確認し、それらの執筆の背景と使用された言語について調査する必要があることを認識した。「台湾教科用書国民読本」の編纂には従来山口喜一郎の存在を重視することが多いが、実際の執筆には疑義がある。実際の執筆者を確定することで新たに提起することができた視点である。この「台湾教科用書国民読本」の執筆者が内地で執筆した教科書や児童向け読み物の言語学的分析により彼らがすでにくつきの文体を巧みに書き分けていたことが判明した。また、台湾の図書審査会の審議記録の分析からは図書審査会委員が標準語についてまだ厳格な一致がなかったことも明らかになった。仮に台湾での教科書編纂を巡る事情が内地でも同様だったとすれば、編纂段階で文体を決定さえすれば、やや冒険的な国定第一期の文体も標準語につながる第二期の文体も可能だったと考えられる。この調査成果と考察は2019年10月に公表の予定である。

一方、文体を決定したのが誰かについては内地、台湾ともに明らかにできなかった。ただ、内地資料の調査からは台湾での決定に影響を与えることができた上田万年と大矢透が渡台前に接触し、その時上田は台湾の教育について問題点を指摘し、その改革を期待していたことを大矢に伝えた可能性があることがわかった。大矢の遺族が遺品として未確認の編纂趣意書が作成された当時の原稿を寄贈しており、現在も存在することは確認したものの、寄贈先が昭和48年に寄贈を受けたにも関わらず未だ公開していないため、この方向での研究は打ち切らざるを得なくなったことは大変残念であった。他方、上田は弟子である図書審査委員の小川尚義と関係が深く、台湾での調査研究に関与していたことも台湾総督府文書の記録により判明したが、深い関与がある可能性が高いと推論しつつも「台湾教科用書国民読本」への特段の関与は確認できなかった。もう一人の編纂者であり、かなりの部分を執筆したと考えられる杉山文悟は大矢を伊沢に紹介したとされる伊沢の弟子田中登作が社長であった開拓社を辞して渡台しており、これらを含めさらに検討が必要である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 3 件)

1 酒井恵美子

『台湾教科用書国民読本』の編纂者たち 第十屆臺灣總督府檔案學術研討會論文集(台湾国史館文献館),157,183, 2019年, 査読有,

2 酒井恵美子

台湾総督府文書と日本語教育史研究 - 「台湾教科用書国民読本」の編纂を例に - 【社研叢書 43】台湾総督府文書の史料論(中京大学社会科学研究所台湾史研究センター編), 273, 304, 2018年, 査読無,

3 酒井恵美子

植民地台湾における教科書検定の性格 - 明治三〇年代公学校用図書審査より - 【社研叢書 44】台湾総督府の統治政策(中京大学社会科学研究所台湾史研究センター編), 213, 236, 2018年, 査読無,

〔学会発表〕(計 1 件)

1 酒井恵美子

『台湾教科用書国民読本』の編纂者たち 第十屆臺灣總督府檔案學術研討會, 2018年, 査読有, 国際会議, 台湾国史館文献館, 台湾南投市,

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：中田 敏夫
ローマ字氏名：NAKADA TOSHIO
所属研究機関名：愛知教育大学
部局名：その他
職名：理事・副学長
研究者番号（8桁）：60145646

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：
ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。